

技能実習法の概要について

平成29年12月13日

外国人技能実習機構高松事務所松山支所

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

現 行

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 **3年間** ⇒ **5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の見直し（大きな枠組み）

現行制度

技能実習の内容や受入機関の基準等は、入管法令（上陸基準省令等）で、技能実習生の入国等の条件として規定。技能実習の内容や受入機関に関する基準を満たしていないときも、技能実習生の上陸を認めないという入管法の処分による対処のみ。【間接的な規制】



しかし、一部の制度の趣旨を理解しない受入機関による法令違反が生じており、入管法令による間接的な規制の枠組みによる制度の適正化には限界。



新制度

監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け、受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため、技能実習法を制定。【直接的な規制】

技能実習を行わせることの適否は、技能実習計画の認定手続の中で主務大臣（外国人技能実習機構）が判断。

上陸手続で技能実習を行わせることの適否を重ねて判断することは不要となり、上陸手続では、技能実習計画が認定されていることを踏まえて上陸の許否を判断（基準省令では詳細な基準は削除し、技能実習計画が認定されていることのみを要件として規定。）。

- * 団体要件省令等の関係省令を廃止。
- * 変更基準省令（技能実習2号への変更部分）も廃止（技能実習2号でも新規上陸を認めることとしたことに伴うもの。）。

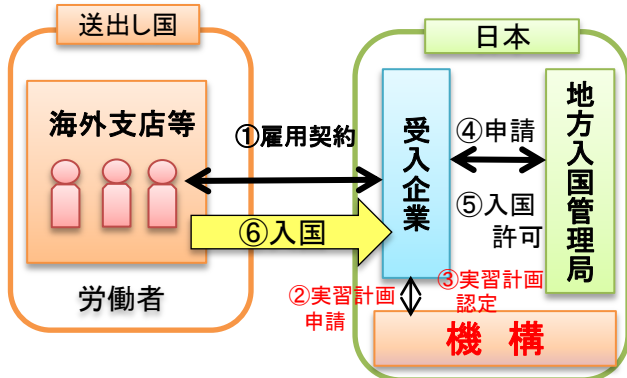
技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

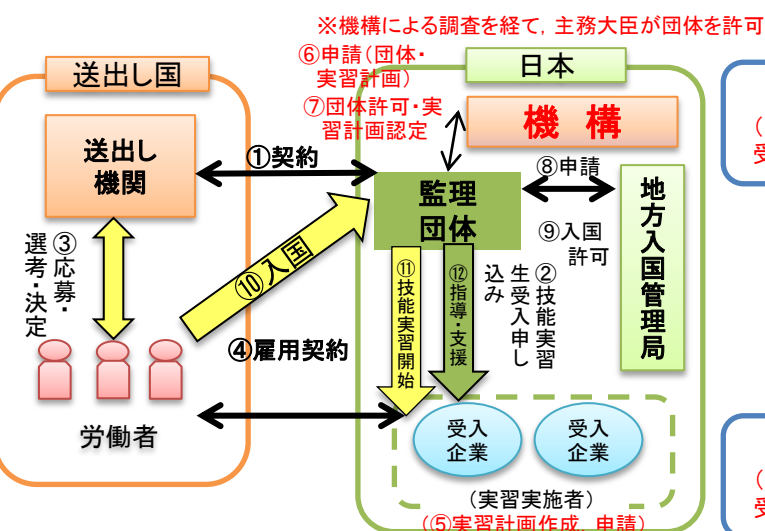
※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

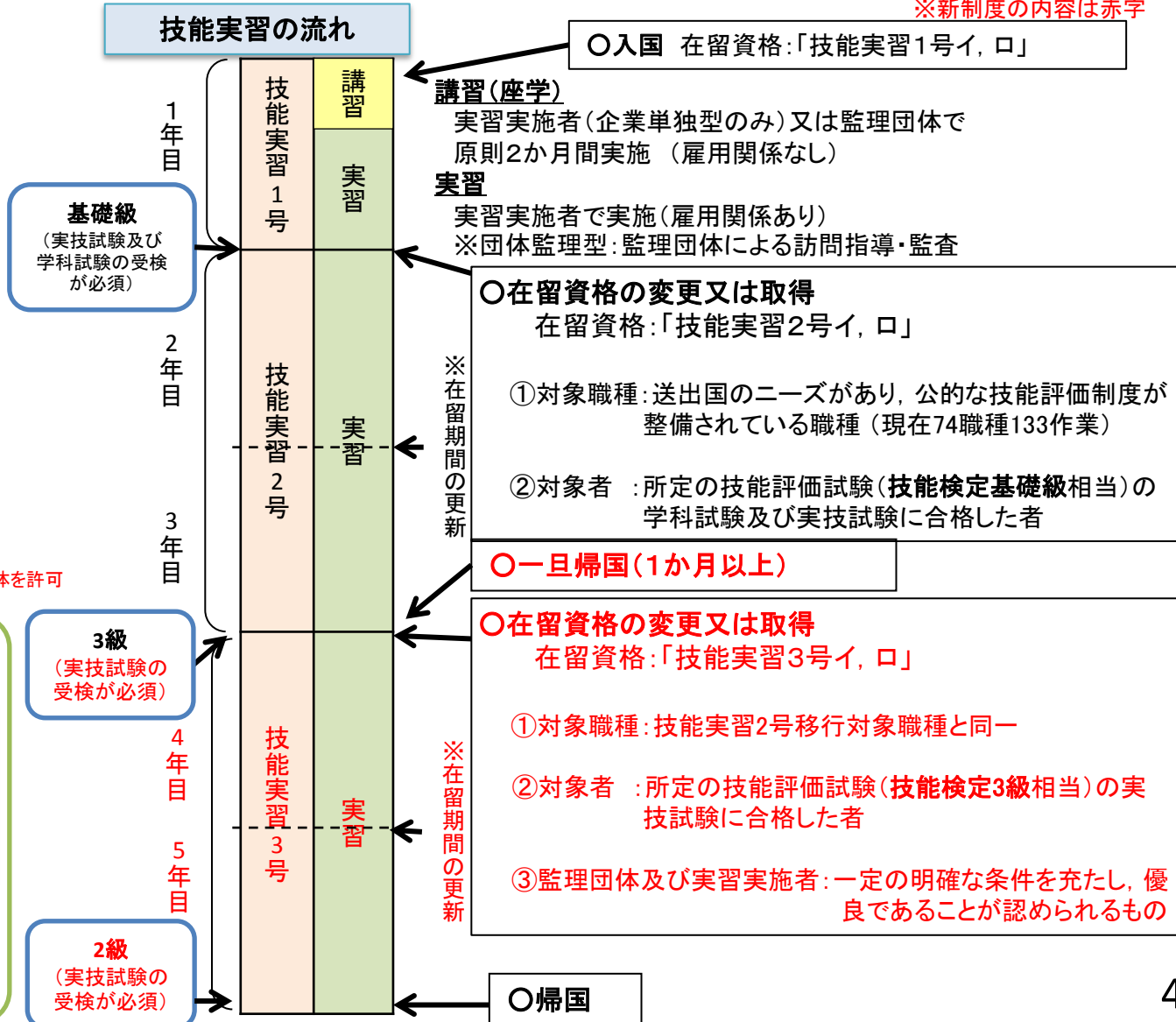
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(現在74職種133作業)
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点120)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
 - *3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有）
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点120)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
 - *3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（15点）
 - ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

項目	配点
① 技能等の修得等に係る実績 【最大70点】	
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・95%以上：20点 ・80%以上95%未満：10点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：-20点
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：(3級合格者数＋2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 * 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・80%以上：40点 ・70%以上80%未満：30点 ・60%以上70%未満：20点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：-40点
II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者3人以上：35点 ・合格者2人：25点 ・合格者1人：15点 ・合格者なし：-35点
II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者2人以上：5点 ・合格者1人以上：3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・有：5点

得点が満点(120点)の6割以上となる実習実施者は
 優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

② 技能実習を行わせる体制 【最大10点】		* 講習の整備から1年までは配点なし
I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有：5点	
II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有：5点	
③ 技能実習生の待遇 【最大10点】		
I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものとの最低賃金の比較	<ul style="list-style-type: none"> ・115%以上：5点 ・105%以上115%未満：3点 	
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	<ul style="list-style-type: none"> ・5%以上：5点 ・3%以上5%未満：3点 	
④ 法令違反・問題の発生状況 【最大5点】		
I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・改善未実施：-50点 ・改善実施：-30点 	
II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ：5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点 	
III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当：-50点 	
⑤ 相談・支援体制 【最大15点】		
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> ・有：5点 	
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・有：5点 	
III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・有：5点 	
⑥ 地域社会との共生 【最大10点】		
I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有：4点 	
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有：3点 	
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・有：3点 	

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

得点が満点（120点）の6割以上となる監理団体は
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

	項目	配点
① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大50点】 * 講習の整備から1年までは最大40点	
	I 監理団体が行う定期的な監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有：5点
	II 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1:5未満：15点 ・1:10未満：7点
	III 過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上：10点 ・50%以上60%未満：5点
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有：5点
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有：5点
	VI 技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有：5点
	VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有：5点
② 技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：10点 ・80%以上95%未満：5点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：-10点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 * 計算方法は実習実施者の①IIと同じ * 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上：20点 ・70%以上80%未満：15点 ・60%以上70%未満：10点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：-20点
	II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：15点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：10点 ・上記以外：-15点
	II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点	

③ 法令違反・問題の発生状況	【最大5点】		
	I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施：-50点 ・改善実施：-30点	
	II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ：5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点	
	III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当：-50点	
④ 相談・支援体制	【最大15点】	IV 過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）	・計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上 -10点 10%以上15%未満 -7点 5%以上10%未満 -5点 0%を超え5%未満 -3点 ・改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上 -5点 10%以上15%未満 -4点 5%以上10%未満 -3点 0%を超え5%未満 -2点
		I 機構・監理団体を実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点
⑤ 地域社会との共生	【最大10点】	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	・有：5点
		III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	有 5点
		I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有：4点
		II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点
		III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考) 現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠 (団体監理型)

人数枠				
第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第3号 (2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

常勤職員数 (例)

5人の場合	3人	6人	5人	10人	15人
10人の場合	3人	6人	6人	12人	18人
35人の場合	4人	8人	8人	16人	24人

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

技能実習生の受入れに必要な手続の流れ

番号	手続名	窓口	入国前						第1号技能実習					第2号技能実習					第3号技能実習																					
			6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	1か月目	~	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	1か月目	~	17か月目	18か月目	19か月目	20か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目	1月以上	1か月目	~	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目							
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請		標準審査期間 1~2か月 技能実習の開始予定日の4か月前までに申請。団体監理型の場合は、事前に監理団体に許可が必要。																																			
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	B				申請	標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																	
3	査証申請	C				申請	標準審査期間 5業務日 在留資格認定証明書の交付後、速やかに行う。																																	
4	技能検定等の受検(基礎級)	-					申込		受検	受検推奨時期 計画満了日の3か月前まで																														
5	技能実習計画認定申請(2号)	A					申請	標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3か月前までに申請。																																
6	在留資格変更許可申請(2号)	B					申請	標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																
7	技能検定等の受検(3級・実技)	-						申込		受検	受検推奨時期 計画満了日の6か月前まで																													
8	技能実習計画認定申請(3号)	A																																						
9	在留資格変更許可申請(3号)	B																																						
10	一時帰国(1か月以上)	-																																						
11	技能検定等の受検(2級・実技)	-																																						

(注1) 窓口 A 機構地方事務所 / B 地方入国管理局 / C 在外日本国公館

(注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。

(注3) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。